

ワンタイムパスワード規定

第1条（定義）

「トークン」とは、当社との各取引に関して、当社が当社の普通預金口座保有者（以下「お客さま」といいます）に交付するパスワード生成機をいい、トークンにより生成・表示され、時々刻々と変化する可変的なパスワードを「ワンタイムパスワード」といいます。

第2条（トークンの所有権、譲渡、質入等の禁止）

トークンの所有権は当社に帰属し、当社はお客さまにトークンを貸与するものとします。お客さまはトークンについて、第三者への譲渡、質入れ、その他第三者の権利の設定をしてはならず、また、第三者に貸与、占有または使用させることはできません。

第3条（トークンの貸与）

1. 当社はお客さまに対して、原則として一つのトークンを発行し、貸与します。なお、当社所定の条件を満たすお客さまが当社所定の方法により複数のトークンの利用を希望する旨を申し出た場合または当社が必要と認める場合、当社はトークンを追加発行し、貸与することとします。なお、追加貸与するトークンの個数の上限は、別途当社が定めるものとします。
2. お客さまは前項により貸与されたトークンの紛失・破損等により、新たなトークンの貸与を希望する場合、当社所定の方法によりその旨を申し込むものとし、当社は、必要と認める場合、当該申込を承諾するものとします。
3. 前二項にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合、当社はトークンを貸与しません。
 - (1) お客さまが当社に届け出た住所（以下「届出住所」といいます）に送付した郵便物が不着となるなど、お客さまの所在が不明であると当社が判断した場合
 - (2) 当社所定の期間にわたって口座のご利用がない場合
 - (3) その他当社がトークンの貸与を不相当と判断した場合
4. お客さまは、トークンの貸与を受けるにあたり、当社が別途定める場合、当社所定のトークン発行手数料を支払うものとします。なお、当社は預金口座取引一般規定にかかわらず、インターネット、電話、書面などによるお客さまの手続きなしで、当社所定の日にトークン発行手数料をお客さまの預金口座から自動的に引き落とすことができるものとします。

第4条（ワンタイムパスワードの利用開始手続）

1. お客さまは、当社がお客さまの本人認証を行うにあたりワンタイムパスワードを利用することを希望する場合、当社から貸与されたトークンを用いて当社所定の方法によりワンタイムパスワードの利用開始を申し込むものとします。

2. 当社はワンタイムパスワードの利用開始の申し込みにおいて、当社に伝達されたお客様の情報と当社が保有しているお客様の情報が一致することを当社所定の方法により確認した場合、お客様本人がワンタイムパスワードの利用開始を申し込んだものとみなし、当社所定の時期から、当社所定の取引において、お客様の本人認証にワンタイムパスワードを利用します。

第5条（ワンタイムパスワードの利用）

1. 当社は、お客様がワンタイムパスワードの利用を開始した後、お客様の本人認証を行うにあたり、当社に伝達されたお客様の情報と当社が保有しているお客様の情報が一致することを当社所定の方法により確認した場合、当該本人認証に係る取引の申し込みは、お客様本人によるものであるとみなします。当該申し込みがお客様本人によるものでなかった場合でも、それによって生じた損害について当社は責任を負いません。
2. 当社は、当社が適切と判断した時期に、当社所定の取引についてワンタイムパスワードによる本人認証を必須とすることができるものとします。この場合、トークンの交付を受けていないお客様もしくはトークンの交付を受けたにもかかわらずワンタイムパスワードの利用開始登録を行っていないお客様は、当該取引のご利用ができなくなります。
3. お客様の本人認証を行うにあたり、当社に伝達されたお客様の情報と当社が保有しているお客様の情報が当社所定の回数以上連続して一致しなかった場合、当社は、お客様の本人認証についてワンタイムパスワードの利用を停止します。
4. お客様は、前項による利用停止後、当社所定の手続きによりワンタイムパスワードの利用再開を申し込むことができるものとします。当社は、ワンタイムパスワードの利用再開を適切と判断した場合、当該申し込みを承諾し、お客様の本人認証についてワンタイムパスワードの利用を再開するものとします。
5. 当社は、トークンの不良その他の事由によりワンタイムパスワードの信頼性に懸念が生じた場合、お客様に事前に通知することなく、直ちにお客様の本人認証についてワンタイムパスワードの機能を停止または制限できるものとします。この場合、当社は本人認証を必要とするすべての取引について別途の本人認証手続（ログインIDの利用、BA-PLUSの一時的な契約を含む）を定めることができ、お客様はこれにしたがうものとします。また、当社は、お客様の承諾なしに一日あたりの振込限度額の設定を変更できるものとします。

第6条（トークンおよびワンタイムパスワードの紛失・盗難などの届出）

1. お客様はトークンおよびワンタイムパスワードをお客様の責任において厳重に管理するものとします。
2. お客様はトークンを紛失したとき、トークンまたはワンタイムパスワードが偽造、変造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたときまたは他人に使用されたことを認知したときは、直ちに

当社所定の方法によって当社に届け出るものとします。

3. 当社は前項の届出を受け付けた後、速やかに届出のあったトークンに係るワンタイムパスワードをお客さまの本人認証に利用することを停止します。なお、前項の届出を当社が受け付ける以前に生じた損害について、当社は責任を負いません。

第7条（トークンの有効期限）

トークンの有効期限は、原則として当社が定める期限までとします。

第8条（規定等の準用等）

本規定に定めのない事項については、預金口座取引一般規定により取り扱います。

第9条（規定の変更）

1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき、変更するものとします。
2. 前項の変更は、変更を行う旨、変更後の規定の内容、その効力発生時期を、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知します。
3. 前二項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日までに変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。